

# Tax Analysis

## 国家税務総局が関連者間取引 申告と同期資料の管理に関する 公告を公布

中国の国家税務総局（以下「税務総局」）は2016年6月29日付けで、「関連者間取引申告と同期資料管理の整備に関する公告」<sup>1</sup>（国家税務総局公告2016年42号、以下「42号公告」または「公告」）を公布した。昨年公表された「特別納税調整実施弁法」のディスカッションドラフト（以下「ディスカッションドラフト」）<sup>2</sup>は、「特別納税調整実施弁法（試行）」（国税発[2009]2号により公布、以下「2号文」）を全面的に改正するものであったが、公告は関連者間取引申告と同期資料の管理に関する内容のみを改正するものである。特別納税調整に関するその他の規定については、今後、財税部門が関連の通達を公布するものと見込まれる。当該公告は2016年度以降の会計年度に適用され、「特別納税調整実施弁法（試行）」の第二章、第三章、第74条および第89条と、現行の年度関連者間取引報告表（国税発[2008]114号により公布）は同時に廃止される。

全体として、公告は経済協力開発機構（以下「OECD」）の税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting,、以下「BEPS」）の行動13の報告書における勧告の内容を反映しているが、その一方で、近年における中国税務機関の移転価格分野における実務経験と技術的な立場（例えば、取引価格に対する地域性特殊要因の影響等）も反映している。一定の要件を満たす納税者は、国別報告書と、マスター文書、ローカル文書および特殊事項文書を含む同期資料を準備しなければならない。これらの報告書および文書に関する要求は、2015年9月に公表されたディスカッションドラフトにも含まれていたものである。この新しい規定により、納税者はより厳しく、複雑なコンプライアンスを求められるようになる。

当該公告は中国の移転価格に関するコンプライアンスの新しい指針となるものであり、BEPS行動13と密接に関連するだけでなく、中国税務機関の近年における移転価格分野での実務を総括するものでもある。また、今後における移転価格管理の新しいスタートともなる。当該公告の公布は、BEPS行動13の勧告が中国において実施されることを意味し、中国の移転価格分野の発展の新たなマイルストーンでもある。

Authors:

### Shanghai

**Eunice Kuo**

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

### Beijing

**Lian Tang He**

Partner

Tel: +86 10 8520 7666

Email: lhe@deloitte.com.cn

### Shanghai

**Mandy Yu**

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1219

Email: manyu@deloitte.com.cn

### John Leightley

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1248

Email: johnleightley@deloitte.com.cn

### Beijing

**Philip Dong**

Manager

Tel: +86 10 8512 5735

Email: phdong@deloitte.com.cn

### Jessica Li

Assistant Manager

Tel: +86 10 8512 4036

Email: jissicli@deloitte.com.cn

<sup>1</sup>全文（中国語原文）は国家税務総局のウェブサイト参照：

[http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/ssxd/201607/t20160713\\_425681.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/ssxd/201607/t20160713_425681.html)

<sup>2</sup>ディスカッションドラフトは2015年9月17日に国家税務総局から公布された。全文は国家税務総局のウェブサイト参照：

<http://hd.chinatax.gov.cn/hudong/noticedetail.do?noticeid=577376>

## I. 関連関係および関連者間取引の認定

公告に規定される関連関係の類型および認定の基準は、基本的にはディスカッションドラフトと同じであり、自然人による持分の共同保有、貸借資金が払込資本金に占める割合等を含む認定条件について、より詳細に規定されている。また、“実質的なその他の共同利益を有する”という原則に従い、関連関係を認定することを明確にした。パブリックコメントを十分に考慮し、公告では、董事、高級管理者等の条件に基づく関連関係の認定に関して、具体的な判定基準（例えば、人数、職位に関する具体的な要求）を明確にし、実際に運用する際の指針を提供している。そのほか、関連関係には変化が生じる可能性もあることを考慮し、公告では“実際の存続期間に基づき関連関係を認定する”というルールを追記した。

公告では、関連者間取引の範囲と類型についてより詳細に規定し、有形資産、金融資産（持分投資を含む）、無形資産、資金融通（グループのキャッシュプーリング、保証費および各種の利付前払いと延払いを含む）、役務取引等の各関連者間取引の範囲を詳しく説明している。また、公告では、無形資産の具体的な内容について、ディスカッションドラフトにはなかったものも列挙している。例えば、企業秘密、顧客リスト、販売ルート、フランチャイズ経営権、政府許可等である。

## II. 関連者間取引申告

### 主な変更点

公告の添付として、税務総局は納税申告の重要資料となる「中華人民共和国企業年度関連者間取引報告表（2016年版）」（以下「新関連者間取引申告表」）およびその記入説明も公布した。同時に、従来の「中華人民共和国企業年度関連者間取引報告表」（以下「旧関連者間取引申告表」）は廃止される。旧関連者間取引申告表と比べ、新関連者間取引申告表では、年度企業所得税年度納税申告表と類似する番号システムを採用している。申告表は従来の9種類から14種類に増え、企業が記入し、提供すべき情報もより詳細なものになった。新関連者間取引申告表では主に、金融資産取引表、権益投資表、コストシェアリング表、国外関連者情報表、年度関連者間取引財務状況分析表（従来、同期資料の添付資料として要求されていたものである。新関連者間取引申告表では区分の基準についても説明する必要がある）および国別報告書が追加された。（新旧関連者間取引申告表の比較については、添付を参照。）

旧関連者間取引申告表と比べて、新関連者間取引申告表は表の数が増え、記入すべき内容もより詳細になった。新関連者間取引申告表の全体の内容は、税務機関が必要とする関連者および関連者間取引に関する情報を反映する一方、現代企業の実際経営状況も考慮したものとなっており、納税者が申告表に記入する際の不確定性を低減することになる。これも、中国税務機関がBEPS行動計画の勧告を受け入れたことの表れであり、今後、国別報告書の情報交換を行う上での基礎ともなる。

新関連者間取引申告表の各表の間には、ロジック関係のある個所が多くあるため、納税者は各表に記入する際、記入説明にある“表間関係”の項目を参照し、各表の間の情報の一貫性を保つように留意しなければならない。同時に、監査報告書、関連者間取引申告表、同期資料および関連する契約書の届出データ等の公開情報との間のロジック関係にも留意する必要がある。

### 国別報告書

新関連者間取引申告表では、国別報告書が導入された。国別報告書の提出者は中国語版と英語版を同時に提出することを求められているようである。ディスカッションドラフトと比べて、国別報告書の提出が必要となる納税者の条件は変わっていない。その条件は次のとおりである。

For more information, please contact:

#### Transfer Pricing Services

#### National Leader

#### Eastern China

#### Shanghai

#### Eunice Kuo

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

#### Deputy National Leader

#### Northern China

#### Beijing

#### Lian Tang He

Partner

Tel: +86 10 8520 7666

Email: lhe@deloitte.com.cn

#### Southern China

#### Shenzhen

#### Victor Li

Partner

Tel: +86 755 3353 8113

Email: vicli@deloitte.com.cn

#### Western China

#### Chongqing

#### Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 8823 1208

Email: ftang@deloitte.com.cn

- 当該居住者企業が多国籍企業グループの最終持株企業であり、かつ当該最終持株企業の前会計年度の連結財務諸表における各種の収入金額の合計が 55 億円を超える。
- 当該居住者企業が多国籍企業グループによって国別報告書の提出企業と指定されている。

国別報告書と関連する、公告における最終持株企業およびメンバー実体の定義は、BEPS 行動 13 の最終報告書におけるそれと基本的に一致している。当該公告では、“国家の安全”に関わる中国企業の国別情報の提出義務を免除している。このような“国家の安全”に関わる情報の開示義務の免除は他国の規定においても見られるものであり、公告における規定が特別なわけではない。同時に、当該公告では、国別報告書に関して、他国の税務主管当局と情報交換を行う権限、および何らかの理由で国別報告書を入手できていない場合に、特別納税調査を実施するときに国別報告書を提出するよう現地企業に要求する権限を税務機関に与えている。

## 提出期限

公告に基づき、企業は年度企業所得税納税申告表を提出するとき、即ち会計年度終了後の確定申告のときに、新関連者間取引申告表を添付しなければならない。

## III. 同期資料管理

公告では、ディスカッションドラフトに対するパブリックコメントを十分に考慮した結果、納税者の関心が高い同期資料管理に関する規定に対しても修正が加えられた。具体的にいえば、マスター文書とローカル文書の準備が必要となる要件が変更され、ディスカッションドラフトにあった関連者間の役員取引に係る特殊事項文書の作成要求も削除された。また、役員取引、持分譲渡等の関連者間取引に関する情報の開示と分析をローカル文書に含めることとし、その内容についてもより詳細に規定した。そのほか、ディスカッションドラフトで新たに開示を求められた項目（例えば、バリューチェーン分析、地域性特殊要因等）があるが、これは公告の規定でも基本的に踏襲されている。また、公告の適用対象となるクロスボーダーの取引には香港、マカオ、台湾との取引も含まれる。さらに、同期資料の準備期限、同期資料の準備および保存に関する企業の責任と要求についても修正が加えられた。

同期資料準備の要求に関する公告と 2 号文の第三章（同期資料管理）との重要な差異は下表のとおりである。

項目	2 号文 第三章	公告
報告書の構造	一層（ローカル文書のみ）	三層（マスター文書、ローカル文書および特殊事項文書）
準備要件（関連者間取引金額を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年度において発生した関連者との売買の金額（来料加工業務については年度における輸出入の通関価格により計算する）が 2 億円以上を超える。</li> <li>• 年度において発生したその他の関連取引の金額（関連者との資金融通については利息の受払金額により計算する）が 4,000 万円を超える。</li> </ul> <p>上述の金額には、企業が年度内に実施したコストシェアリングあるいは事前確認に関わる関連者間取引の金額を含まない。</p>	<p>マスター文書：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 年度においてクロスボーダーの関連者間取引が発生し、かつ当該企業の財務諸表を連結する最終持株企業の属する企業グループが既にマスター文書を準備している。</li> <li>2) 年度における関連者間取引の総額が 10 億円を超える。</li> </ol> <p>ローカル文書（事前確認に関わる関連者間取引の金額は以下の金額に含まない）：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 年度における有形資産の所有権の譲渡金額（来料加工業務については年度における輸出入の通関価格により計算）が 2 億円を超える。</li> <li>2) 年度における金融資産の譲渡金額あるいは無形資産の所有権の譲渡金額が 1 億円を超える。</li> <li>3) 年度におけるその他の関連者間取引の合計金額が 4,000 万円を超える。</li> </ol> <p>特殊事項文書：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 企業がコストシェアリング契約を締結或は実施する場合</li> <li>2) 企業の関連負債資本比率が基準比率<sup>3</sup>を超え、独立取引の原則に合致することを説明する必要がある場合</li> </ol>

<sup>3</sup> 関連負債資本比率の基準は 2:1（非金融企業）または 5:1（金融企業）である。具体的な規定は、財税[2008]121 号を参照。

項目	2号文 第三章	公告
免除対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者間取引が事前確認の実施範囲に含まれること</li> <li>外資の持分が50%未満で、かつ国内の関係者のみと関係者間取引を行っていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は国内関係者とのみ関係者間取引が発生する場合、マスター文書、ローカル文書および特殊事項文書を準備しなくてよい。</li> <li>企業が事前確認を実施する場合、事前確認に関わる関係者間取引に係るローカル文書と特殊事項文書は準備しなくてよい。</li> </ul>
準備期限	翌年5月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスター文書：企業グループの最終持株企業の会計年度終了日から12ヵ月以内</li> <li>ローカル文書および特殊事項文書：翌年6月30日まで</li> </ul>
提出期限	税務機関の要求があった日から20日以内に提出しなければならない。	税務機関の要求があった日から30日以内に提出しなければならない。

マスター文書に対する開示要求は、基本的に BEPS 行動 13 の報告書における勧告と一致している。特殊事項文書における開示要求は、2号文にあるコストシェアリングおよび過少資本に関する規定と基本的に一致している。しかし、ローカル文書において開示を要求される情報は従来よりも大幅に増加した。特に以下の内容に留意する必要がある。

- バリューチェーン分析：企業グループ内の業務フロー、物流および資金フロー、企業グループの利益のグローバルのバリューチェーンにおける配分原則と配分結果、各段階における関係者の直近会計年度の財務諸表
- セグメント別データ：企業の各類型の業務と製品の収入、原価、費用および利益
- 持分譲渡に関する分析：持分譲渡取引の概況、持分譲渡の対象の関係情報、関連するデューディリジェンス報告書あるいは資産評価報告書等
- 関係者間の役務取引に関する分析：取引の各当事者の受益状況、役務原価費用の集計方法、項目、金額、配分基準、計算過程および結果、および非関係者との同様または類似の役務取引に関する情報
- 地域性特殊要因：コストセービング、マーケットプレミアム等の地域性特殊要因が取引価格の設定に与える影響、地域性特殊要因の企業の価値創造に対する貢献の測定およびその帰属。

ローカル文書の開示要求に関する公告と2号文の第三章第14条との主な差異は下表のとおりである。

ローカル文書の 開示要求	2号文 第三章第14条	公告
(一) 企業の概況	組織構成、管理構造、業務/業界の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営戦略：企業の各部門、各段階の業務フロー、運営モデル、価値貢献要因等</li> <li>財務データ：企業の各類型の業務と製品の収入、原価、費用および利益の分布</li> <li>企業に関わる、あるいは企業に影響を与える再編または無形資産の譲渡の状況、および企業に対する影響の分析</li> </ul>
(二) 関連関係	開示要求について、大きな変更はない。即ち、関係者情報、各関係者に適用される税目、税率および適用可能な租税優遇措置、および年度における関連関係の変化を開示する。	

ローカル文書の 開示要求	2号文 第三章第14条	公告
(三) 関連者間取引	関連者間取引の説明および明細、関連者間取引のフロー、機能とリスクの説明、無形資産が価格設定に与える影響、および関連者間取引のデータ	
	「企業の機能およびリスク分析表」と「企業の年度関連取引財務状況分析表」 (当表は新関連者間取引申告表に移された。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域性特殊要因が価格設定に与える影響</li> <li>● バリュチェーン分析</li> <li>● 対外投資：対外投資の基本情報、プロジェクトの概況と運営データ</li> <li>● 関連者間の持分譲渡</li> <li>● 関連者間の役員取引：各当事者の受益状況、役員原価費用の集計方法、項目、金額、配分基準、計算過程および結果等</li> <li>● 企業の関連者間取引と直接関連する、中国以外のその他の国家の税務主管当局が締結した事前確認および下したその他の租税裁定</li> </ul>
(四) 比較分析	開示要求について、大きな変更はない。即ち、比較分析で考慮する要因、比較対象企業の機能とリスクおよび資産に関する情報、比較対象の検索方法、情報の出所、選定条件および理由、比較対象独立取引と比較対象企業の財務情報、比較対象データの差異調整を開示する。	
(五) 移転価格算定方法の選択および使用	移転価格算定方法の選択およびその理由、比較対象となる非関連者間取引の価格あるいは利益を確定する過程における前提条件および判断、移転価格算定方法の運用と比較分析の結果、選択する移転価格算定方法を支持するその他の資料	
	企業が利益法を選択する場合、企業グループ全体の利益あるいは残余利益水準に対する貢献について説明しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検証対象の選択およびその理由</li> <li>● 関連者間取引の価格設定が独立取引の原則に合致するか否かの分析および結論</li> <li>● いずれの移転価格算定方法を選択するかにかかわらず、グループの全体利益あるいは残余利益に対する企業の貢献について説明しなければならない。</li> </ul>

公告は2号文にある同期資料に関する規定に代わるものであるが、2号文以外の国税函[2009]363号<sup>4</sup>と国税函[2009]188号<sup>5</sup>の通達はなお有効であると、デロイトは認識している。言い換えれば、限定的な機能とリスクを担い、損失が発生している企業、および追跡管理期間内にある企業は、公告に規定する同期資料の準備要件を満たすか否かを問わず、上述した規定に従い、同期資料を期限までに準備しなければならないと考えられる。

#### IV. 法律責任

公告の下での法律責任は、現行の規定と比べて変更されていない。即ち、企業が規定に従って税務機関に企業年度関連者間取引報告表、同期資料を提出しない場合、税務機関は税收徴収管理法第62条の規定に従って、期限を定めて是正を命じ、2千元以下の罰金に処することができる。情状が重大な場合は、2千元以上1万元以下の罰金に処することができる。同時に、特別納税調整を実施し、税額を追徴する場合、税務機関は税額の帰属する納税年度において中国人民銀行が公布した、税額追徴期間と同期間の人民元貸付基準利率に5%を加えた利率により、利息を加算することができる。このほか、規定に従って同期資料を準備しない企業は、移転価格調査の対象として選定されるリスクがより高くなる。

ただし、公告の規定によれば、企業が関連規定に従って関連者間取引申告を行い、同期資料および関連資料を提出した場合、税務機関は特別納税調査を実施して税額を追徴する際に加算する利息を、税額の帰属する納税年度において中国人民銀行が公布した、税額追徴期間と同期間の人民元貸付基準利率によって計算する。これは、中国税務機関が移転価格のコンプライアンスを遵守する納税者に対して与えるインセンティブといえる。

#### デロイトのコメント

42号公告の公布は、中国の移転価格同期資料と関連者間取引申告に関するコンプライアンス上の要求を満たすために、多国籍企業がより多くの労力とその他の資源を投入することが必要になることを意味する。特に、マスター文書

<sup>4</sup> 「クロスボーダー関連取引の監督管理と調査の強化に関する通知」（国税函[2009]363号）を参照。

<sup>5</sup> 「移転価格の追跡管理の強化に関わる問題の通知」（国税函[2009]188号）を参照。

の準備に関する要求については、中国の規定が一部の国の規定と異なることにより、親会社の所在国ではマスター文書の準備が必要なくとも、中国子会社は中国の規定に従ってマスター文書を準備することが必要になる可能性がある。

また、納税者が新関連者間取引申告表または同期資料において開示することを要求される一部の情報は、ある程度敏感かつ複雑なものであり、国外関連者とのやり取りが必要になる情報もある。納税者が分析を求められる内容は、より深く、広いものになる。したがって、納税者ができるだけ早くグループ内のコミュニケーションと、情報の収集および準備の作業を開始すること、同期資料と関連者間取引申告の準備にあたり、“全体として一致”という戦略をとり、情報収集の効率を高め、コンプライアンスコストをコントロールし、かつ企業グループがグローバルで開示する移転価格情報の一致性を求めることを提案する。

「多国間税務行政執行共助条約」が2016年2月1日から中国に対して発効し、2017年1月1日から施行される<sup>6</sup>。その後、中国が情報交換を行うことができる国および地域は130を超えることになる。2016年5月12日、第10回OECD税務長官会議（Forum on Tax Administration: FTA）での重要な成果として、国税総局はカナダ、インド等の税務当局と共に「移転価格国別報告書に係る多国間主管当局間合意」に署名し、多国籍企業グループが作成した国別報告書を自動的に交換することを承諾した。6月末現在、当該合意に署名した国はすでに44カ国に上る。同時に、米国、日本等の先進国もそれぞれの国別報告書に係る国内規定を現在制定中であるか、あるいははすでに公布している。多国籍企業グループはより高い情報の透明性を求められるようになり、コンプライアンスの要求も一層厳しくなるといえる。

最近、OECDは国別報告書の実施に関する追加的な指針を公表した。当該指針は、経過期間における国別報告書の提出、国別報告書の提出を求められる基準値に関する為替変動の影響等の問題に対応したものである。当該指針が各国の法規の解釈にも影響を与えるか否かが注目される。

今後は、同期資料においてより透明性の高い情報（例えば、バリューチェーンや関連者間取引に対する詳細な分析等）の開示を求められるようになり、各国の税務当局間の情報交換もより広く行われるようになる。そのことによって、中国の税務機関は従来よりも多くの納税者に関する情報を入手できるようになり、それらの情報に基づいて納税者に対するリスク評価と調査対象の選定を行うとともに、グローバルでの租税回避防止に向けた行動にも関与することになるだろう。

42号公告に関する問題についてのディスカッション、あるいは42号公告の英訳もしくは日本語訳を希望される場合には、デロイト中国のサービスチームまでご連絡ください。

---

<sup>6</sup> 「多国間税務行政執行共助条約」の発効および執行に関する公告（国家税務総局公告2016年第4号）を参照。

添付：新旧関連者間取引申告書の比較

情報の分類	旧申告書	新申告書	比較分析と留意点
基本情報	表紙	表紙および表番号一覧表	新申告書の表紙は「中華人民共和国企業所得税年度納税申告書（A類、2014年版）」（「所得税申告書」と近いフォーマットを採用しており、法定代表者の声明と署名、納税者、代理機関および税務機関の署名欄が追加され、形式的により正式なものとなった。表番号一覧表も所得税申告書を参考にしたものであり、納税者は申告の必要な表を自ら選択して記入することになる。
		報告企業情報表（G000000）	従来企業所得税の確定申告実務においては、旧申告書を所得税申告書の附表として提出していたため、納税者自身の情報を記入する必要はなかった。しかし、新申告書は独立の申告体系としての形式を備え、基本情報のみならず、組織構成、高級管理者の情報および株主の情報も記入する必要がある。これは、関連情報の透明性に対する全体的な要求を表している。
情報の総括	関連取引総括表（表二）	中華人民共和国企業年度関連者間取引総括表（G100000）	新申告書では表の順番が変更された。総括表では、関連負債資本の情報とコストシェアリングの情報の開示も要求されている。これは、公告における2種類の特殊事項文書に対する要求を反映し、これらが管理の重点であることを表している。また、当年度の同期資料を準備する必要があるか否かを問う項目では、同期資料の三層構造を反映した選択肢が記載されている。
関連関係の申告	関連関係表（表一）	関連関係表（G101000）	関連関係の認定に関する公告の規定に合わせて、新申告書では、関連関係の種類を区分し、年度内における関連関係の開始日、終了日（変化発生日）も記載することを要求している。
有形資産の所有権および使用権の取引	仕入販売表（表三）、固定資産表（表六）	有形資産所有権取引表（G102000）、有形資産使用権取引表（G104000）	<p>新申告書においては、材料（商品）と固定資産を区分せず、所有権と使用権という観点から、売買取引とリース取引を2表に分けている。</p> <p>材料（商品）の売買取引に関して、新申告書では旧申告書にあった“輸出版売総額の10%以上を占める国外販売先および取引”、“輸入仕入総額の10%以上を占める国外仕入先および取引”、非関連者間の売買取引金額、および関連者間取引の価格設定方法等の項目が削除された。</p> <p>固定資産取引について、旧申告書では固定資産の種類別に記入することを要求していたが、新申告書では当該要求がなくなった。</p> <p>新申告書では、取引金額が上位5位までの関連者について、取引の明細と金額を開示することを要求している。</p>
無形資産の所有権および使用権の取引	無形資産表（表五）	無形資産所有権取引表（G103000）、無形資産使用権取引表（G105000）	有形資産と同じように、新申告書では無形資産についても、所有権と使用権という観点から、無形資産の譲渡取引と許諾取引を2表に分けている。また、新申告書では、無形資産の種類別に記入することは要求せず、取引金額が上位5位までの関連者について、取引の明細と金額を開示することを要求している。納税者は表に記入する際、取引の区分に留意し、関連する契約の届出情報等との一貫性も保つようにする必要がある。

情報の分類	旧申告表	新申告表	比較分析と留意点
金融資産取引 (新)		金融資産取引表 (G106000)	関連者間の持分譲渡取引に対する調査の増加に伴い、中国税務機関は関連者間の金融資産取引を通じた利益移転に着目するようになってきた。金融資産取引表が導入されたことにより、中国税務機関はこの新たな移転価格分野に係る情報の収集を図ることができる。
資金融通取引	資金融通 (表七)	資金融通表 (G107000)	資金融通表では、全ての関連者との資金融通取引の明細を1件ごとに記入しなければならない。新申告表の記入説明においては、当該取引の内容として、手形割引、ファイナンスリース、グループのキャッシュプーリング等が新たに列挙されている。また、記入すべき利息の範囲についても、実際に計上した利息のほか、その他の利息の性質を有する費用が含まれる旨を説明している。
関連者間の役 務取引	役務表 (表四)	関連役務表 (G108000)	有形資産、無形資産および金融資産と同じように、新申告表では関連者との役務取引についても、取引金額の上位5位までの関連者について、取引の明細と金額を開示することを要求し、価格設定方法の項目は削除された。また、新申告表の記入説明においては、関連者間の役務取引の内容を詳細に列挙している。納税者は表に記入する際、取引の区分に留意し、関連する契約の届出情報等との一貫性も保つようにする必要がある。
権益投資 (新)		権益投資表 (G109000)	主に報告企業の月ごとの権益投資の状況および株主に対する配当の状況を把握するために用いられる。
コストシェア リング (新)		コストシェアリング表 (G110000)	主に企業と関連者間のコストシェアリングに係るおよその状況を把握するために用いられる。また、税務機関が企業の作成したコストシェアリングに係る特殊事項文書をレビューする際の基礎ともなる。
対外支払状況	対外支払金額 状況表 (表十)	対外支払金額状況表 (G111000)	<p>当該表は、旧申告表と比べて簡潔なものになった。まず、各種の役務取引に係る対外支払は“役務費支出”に集約された。また、使用料に関しては、商標使用料と技術使用料の明細を記入する必要がなくなった。さらに、新申告表では“源泉徴収済みの企業所得税金額”と“租税条約の恩典を受けているか否か”の項目も削除された。そのほか、旧申告表では、未払であるが、原価費用に計上した金額の記入も求められていたが、新申告表の記入は現金主義によることになる。</p> <p>“役務費支出”と“使用料”の金額は税務機関の注意をひきやすいことから、情報開示に係る潜在的な税務リスクをよりよく管理するため、納税者は16号公告<sup>7</sup>の関連規定に従い、対外支払項目の受益性、真実性および必要性等を自らチェックしておく必要がある。対外支払項目に関するサポート書類も事前に準備しておくことが望ましい。</p>

<sup>7</sup> 「企業の国外関連者への費用支払に係る企業所得税問題に関する公告」（国家税務総局公告 2015 年 16 号）を参照。



情報の分類	旧申告表	新申告表	比較分析と留意点
国外関連者の情報（新）		国外関連者情報表（G112000）	新設された表である。有形資産取引、無形資産取引、金融資産取引および役務取引の各表において記入した国外関連者の情報（即ち、各取引の取引金額が上位5位内にある国外関連者の情報）を記入する。基本情報だけではなく、“実際の税負担”も記入しなければならない。記入説明においては、実際の税負担の計算方法も明らかにしている。当該情報を収集する目的は、企業グループが関連者間取引を通じて、利益を低税率国または地域に移転する状況がないかを把握することにある。
財務情報分析表（新）	従来は同期資料の添付として開示することが要求された。	年度関連者間取引財務状況分析表（報告企業の個別財務諸表の情報）（G113010）、年度関連者間取引財務状況分析表（報告企業の連結財務諸表の情報）（G113020）	重要性の観点から、従来は同期資料で開示していた情報を関連者間取引申告の段階で、新申告表において開示することとし、移転価格リスク管理の強化を図っている。しかし、記入説明において、関連者間取引の財務状況の区分基準は明らかにされておらず、納税者は自ら判断し、ロジックを説明しなければならない。実務においては、区分基準に対する企業と税務機関の理解に差異が存在する可能性がある。
国別報告書（新）		国別報告書—所得、租税および業務活動に関する国別分布表（中国語・英語 G114010、G114011）、多国籍企業グループのメンバー実体リスト（中国語・英語 G114020、G114021）、付加説明表（中国語・英語 G114030、G114031）	国別報告書に対する要求は、BEPS 行動 13 と一致している。

**Tax Analysis** is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

#### Beijing

##### Andrew Zhu

Partner  
Tel: +86 10 8520 7508  
Fax: +86 10 8518 1326  
Email: andzhu@deloitte.com.cn

#### Chongqing

##### Frank Tang

Partner  
Tel: +86 23 8823 1208  
Fax: +86 23 8859 9188  
Email: ftang@deloitte.com.cn

#### Dalian

##### Bill Bai

Partner  
Tel: +86 411 8371 2888  
Fax: +86 411 8360 3297  
Email: bilbai@deloitte.com.cn

#### Guangzhou

##### Victor Li

Partner  
Tel: +86 20 8396 9228  
Fax: +86 20 3888 0121  
Email: vicli@deloitte.com.cn

#### Hangzhou

##### Qiang Lu

Partner  
Tel: +86 571 2811 1901  
Fax: +86 571 2811 1904  
Email: qilu@deloitte.com.cn

#### Hong Kong

##### Sarah Chin

Partner  
Tel: +852 2852 6440  
Fax: +852 2520 6205  
Email: sachin@deloitte.com.hk

#### Jinan

##### Beth Jiang

Partner  
Tel: +86 531 8518 1058  
Fax: +86 531 8518 1068  
Email: betjiang@deloitte.com.cn

#### Macau

##### Raymond Tang

Partner  
Tel: +853 2871 2998  
Fax: +853 2871 3033  
Email: raytang@deloitte.com.hk

#### Nanjing

##### Frank Xu

Partner  
Tel: +86 25 5791 5208  
Fax: +86 25 8691 8776  
Email: frakxu@deloitte.com.cn

#### Shanghai

##### Eunice Kuo

Partner  
Tel: +86 21 6141 1308  
Fax: +86 21 6335 0003  
Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

#### Shenzhen

##### Victor Li

Partner  
Tel: +86 755 3353 8113  
Fax: +86 755 8246 3222  
Email: vicli@deloitte.com.cn

#### Suzhou

##### Frank Xu / Maria Liang

Partner  
Tel: +86 512 6289 1318 / 1328  
Fax: +86 512 6762 3338  
Email: frakxu@deloitte.com.cn  
mliang@deloitte.com.cn

#### Tianjin

##### Jason Su

Partner  
Tel: +86 22 2320 6680  
Fax: +86 22 2320 6699  
Email: jassu@deloitte.com.cn

#### Wuhan

##### Justin Zhu

Partner  
Tel: +86 27 8526 6618  
Fax: +86 27 8526 7032  
Email: juszhu@deloitte.com.cn

#### Xiamen

##### Jim Chung

Partner  
Tel: +86 592 2107 298  
Fax: +86 592 2107 259  
Email: jichung@deloitte.com.cn

### About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

#### National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

#### National Leader

##### Ryan Chang

Partner  
Tel: +852 2852 6768  
Fax: +852 2851 8005  
Email: ryanchang@deloitte.com

#### Northern China

##### Julie Zhang

Partner  
Tel: +86 10 8520 7511  
Fax: +86 10 8518 1326  
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

#### Southern China (Hong Kong)

##### Davy Yun

Partner  
Tel: +852 2852 6538  
Fax: +852 2520 6205  
Email: dyun@deloitte.com.hk

#### Southern China (Mainland/Macau)

##### German Cheung

Director  
Tel: +86 20 2831 1369  
Fax: +86 20 3888 0121  
Email: gercheung@deloitte.com.cn

#### Eastern China

##### Kevin Zhu

Director  
Tel: +86 21 6141 1262  
Fax: +86 21 6335 0003  
Email: kzhu@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wendy Luk by either email at [wanluk@deloitte.com.hk](mailto:wanluk@deloitte.com.hk) or by fax to +852 2541 1911.



#### About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 225,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

#### About Deloitte in Greater China

We are one of the leading professional services providers with 24 offices in Beijing, Hong Kong, Shanghai, Taipei, Changsha, Chengdu, Chongqing, Dalian, Guangzhou, Hangzhou, Harbin, Hefei, Hsinchu, Jinan, Kaohsiung, Macau, Nanjing, Shenzhen, Suzhou, Taichung, Tainan, Tianjin, Wuhan and Xiamen in Greater China. We have nearly 13,500 people working on a collaborative basis to serve clients, subject to local applicable laws.

#### About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, tax, consulting and financial advisory services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via [www2.deloitte.com/cn/en/social-media](http://www2.deloitte.com/cn/en/social-media).

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.